

○国土交通省告示第二百五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十七条第一項の規定に基づき、同項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を第一に、同項に規定する特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法を第二に定め、及び建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百条の二第二号の規定に基づき、他の外壁の開口部から通常の火災時における火災が到達するおそれがあるものを第三に定める。

平成二十七年二月二十三日

国土交通大臣 太田 昭宏

建築基準法第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第一百条第一号に掲げる基準に適合する建築基準法（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 法第二十七条第一項第二号に該当する建築物（同項各号（同項第二号）にあつては、法別表第一（一）項に係る部分に限る。）に該当するものを除く。） 準耐火構造又は令第百九条の三各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

二 地階を除く階数が三で、三階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供するもの（三階の一部を

法別表第一 (い) 欄に掲げる用途 (下宿、共同住宅及び寄宿舎を除く。) に供するもの及び法第二十七条第一項第二号 (同表 (二) 項から (四) 項までに係る部分を除く。) から第四号までに該当するものを除く。) のうち防火地域以外の区域内にあるものであって、次のイからハまでに掲げる基準 (防火地域及び準防火地域以外の区域内にあるものにあつては、イ及びロに掲げる基準) に適合するもの 一 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

イ 下宿の各宿泊室、共同住宅の各住戸又は寄宿舎の各寝室 (以下「各宿泊室等」という。) に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。ただし、各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が直接外気に開放されたものであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備が設けられている場合においては、この限りでない。

ロ 建築物の周囲 (開口部 (居室に設けられたものに限る。)) がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。) に幅員が三メートル以上の通路 (敷地の接する道まで達するものに限る。) が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

- (1) 各宿泊室等に避難上有効なバルコニーその他これに類するものが設けられていること。
- (2) 各宿泊室等から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路が、直接外気に開放されたも

のであり、かつ、各宿泊室等の当該通路に面する開口部に法第二条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。

(3) 令第二百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)に掲げる基準に適合していること。

ハ 三階の各宿泊室等（各宿泊室等の階数が二以上であるものにあつては二階以下の階の部分を含む。）の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部（外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から九十センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と五十センチメートル以上突出したひさし等（ひさし、袖壁その他これらに類するもので、その構造が、令第二百二十九条の二の三第一項第一号ハ(2)に規定する構造であるものをいう。以下同じ。）で防火上有効に遮られているものを除く。）に法第二条第九号の二口に規定する防火設備が設けられていること。

三 地階を除く階数が三で、三階を法別表第一(一)欄(三)項に掲げる用途に供するもの（三階の一部を法別表第一(一)欄に掲げる用途（同欄(三)項に掲げるものを除く。）に供するもの及び法第二十七条第一項第二号（同表(二)項から(四)項までに係る部分を除く。）から第四号までに該当するものを除く。）であつて、前号ロ（ただし書を除く。）に掲げる基準に適合するもの 一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とすること。

2 令第一百十條第二号に掲げる基準に適合する法第二十七條第一項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法は、耐火構造又は令第八條の三第一項第一号若しくは第二号に該当する構造とすることとする。

第二 令第一百十條の三に規定する技術的基準に適合する法第二十七條第一項の特殊建築物の延焼するおそれがある外壁の開口部に設ける防火設備の構造方法は、法第二條第九号の二に規定する防火設備とすることとする。

第三 令第一百十條の二第二号に規定する他の外壁の開口部から通常の火災時における火炎が到達するおそれがあるものは、第一第一項第三号に掲げる建築物（一時間準耐火基準に適合する準耐火構造（耐火構造を除く。）としたものに限る。）及び特定避難時間倒壊等防止建築物（法第二十七條第一項第一号に該当する特殊建築物で、令第一百十條第一号に掲げる基準に適合するものとして同項の規定による認定を受けたものに限る。）の外壁の開口部（次の各号のいずれにも該当しないものに限る。以下「他の外壁の開口部」という。）の下端の中心点を水平方向に、それぞれ次の表一に掲げる式により計算した水平移動距離又は最大水平移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときに行ける軌跡上の各点を、垂直上方に次の表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分である外壁の開口部（令第一百十條の二第一号に掲げるもの及び他の外壁の開口部が設けられた防火区画内に設けられたも

のを除く。)とする。

- 一 スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの
を設けた室（通路に該当する室を除く。以下同じ。）に設けられたもの
- 二 天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料による仕
上げとした室（床面積が四十平方メートル以下であるものを除く。）に設けられたもの
- 三 昇降機その他の建築設備の機械室、不燃性の物品を保管する室、便所その他これらに類する室
で、壁及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分の仕上げを令第百二十
九条第一項第二号に掲げる仕上げとしたものに設けられたもの
- 四 第一号から前号までに規定する室のみに隣接する通路その他防火上支障のない通路に設けられ
たもの
- 五 法第二条第九号の二口に規定する防火設備を設けたもの
- 六 開口部の高さが〇・三メートル以下のもの
- 七 開口面積が〇・二平方メートル以内のもの

表一

水平移動距離（単位　メートル）	$\frac{2}{3} Y (1-0.5L) + \frac{1}{2} B$
最大水平移動距離（単位　メートル）	1

$$3 + \frac{1}{2}B$$

- 一 この表において、Y、B及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。
- Y 表二に掲げる式により計算した垂直移動距離又は最大垂直移動距離のいずれか短い距離
(単位 メートル)
- B 他の外壁の開口部の幅 (単位 メートル)
- L 他の外壁の開口部の側部に袖壁等が防火上有効に設けられている場合における当該袖壁等が外壁面から突出している距離 (単位 メートル)
- 二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅を当該開口部の幅に含めるものとする。

表二

垂直移動距離 (単位 メートル)	$\frac{B}{H} < \frac{1}{2}$	$(H+1.1B) (1-0.5L) + H$
	最大垂直移動距離 (単位 メートル)	$\frac{B}{H} \geq \frac{1}{2}$
一 この表において、B、H及びLは、それぞれ次の数値を表すものとする。		$6.2 + H$

- B 他の外壁の開口部の幅（単位メートル）
- H 他の外壁の開口部の高さ（単位メートル）
- L 他の外壁の開口部の上部にひさし等が防火上有効に設けられている場合における当該ひさし等が外壁面から突出している距離（単位メートル）
- 二 他の外壁の開口部の周囲の外壁面の仕上げを木材その他の可燃材料による仕上げとした場合においては、当該外壁面の部分の幅及び高さを当該開口部の幅及び高さを含めるものとする。

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。